

群馬県精神保健福祉協会会費規程

第1条 会則第9条に定める会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会費 年2,000円とする。但し、当事者・家族会員は、年1,000円とする。
- (2) 団体会費 年5,000円とする。但し、家族会・当事者を支援する団体は、年3,000円とする。

第2条 会費の納入期限は、当年度の8月末（平成28年度に限り10月末）とする。但し、会費納入期限以後に入会した場合は、当該年度の3月31日までとする。

第3条 自然災害など社会情勢の著しい変化により、協会の事業活動が制限される場合、会費の減額及び納入期限の延長を理事会の決議を経て定めることができる。

附 則

この規程は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月20日から施行する。